

御意見の概要及び御意見に対する金融庁の考え方

凡 例

本「御意見の概要及び御意見に対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正 式 名 称	略 称
預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第十七条の規定に基づき金融機関を定める件	本告示
預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律	法律

No.	御意見の概要	金融庁の考え方
1	本告示に掲げた特定金融機関は、どういった点を「勘案」して選定されたのか、「金融機関の業務の内容その他の事情」（法律第十七条）について具体的な内容開示を希望します。 特に経過措置にあるソニー銀行、城南信金、商工中金は、一般の預金者が多い金融機関です。 これら金融機関の預金者は、金融庁・デジタル庁らが推進している災害時・相続時等の預貯金口座所在確認の対象外になってしまうわけであり、国民が金融機関を選ぶ際の大きな判断材料となり得る事象です。 そのため、これら特定金融機関はなぜ制度に参加しない（あるいは、できない）のか、その事情詳細を金融庁から公表いただきたい。	本告示は、金融機関の業務の内容その他の事情を勘案して法律第十九条の規定による送信を行うことが困難な金融機関について、特定金融機関として定めるものです。 個別金融機関に係る詳細な事情については、個社の業務内容に関わることからお答えを差し控えますが、例えば、システム上の制約やリテール業務の有無等といった事情を勘案した上で、特定金融機関として定めるものです。 なお、経過措置に掲げる金融機関については、システム更改等の都合により、令和7年4月1日時点においてシステム対応を行うことが困難であることから、一定の間に限り特定金融機関として定めるものです。
2	反対	